

第12回健康投資WG  
事務局説明資料③  
(健康経営優良法人認定制度について)

平成29年2月7日

経済産業省 商務情報政策局

# 申請内容に虚偽等があった場合の対処の方針について

- 健康経営優良法人の申請においては、申請書に付属する「誓約書」等において、申請日から過去「3年」以内に従業員の健康管理に関する法令に係る違反により、送検されている等の事実がないことを求めている。
- 今回の認定制度は、上記のとおり、申請法人からの自主申告に基づき運用することを前提としているため、仮に、虚偽の申請等をもとに認定を行っていた場合は、申請書等に基づき認定を取り消すこととしている。
- 加えて、虚偽等により認定を取り消した場合は「取消しの日から一定期間の申請を認めない等の対処を行うことがある」としているが、その対処の方針については、以下としたい。

## ○基本的な対処方針

### 1. 申請「前」の法令違反等が、認定前又は認定後に判明した場合

- ①自己申告により申し出た場合は、認定を行わない又は認定を取り消す。
- ②認定法人の内部からの情報提供等により虚偽等の事実が判明した場合は、認定を行わない又は認定を取り消す。  
加えて、故意の場合は、事実上申請できない期間に加え、更に1年間、申請を認めないこととする。（※）

### 2. 申請「後」又は認定「後」に新たな法令違反が発生した場合

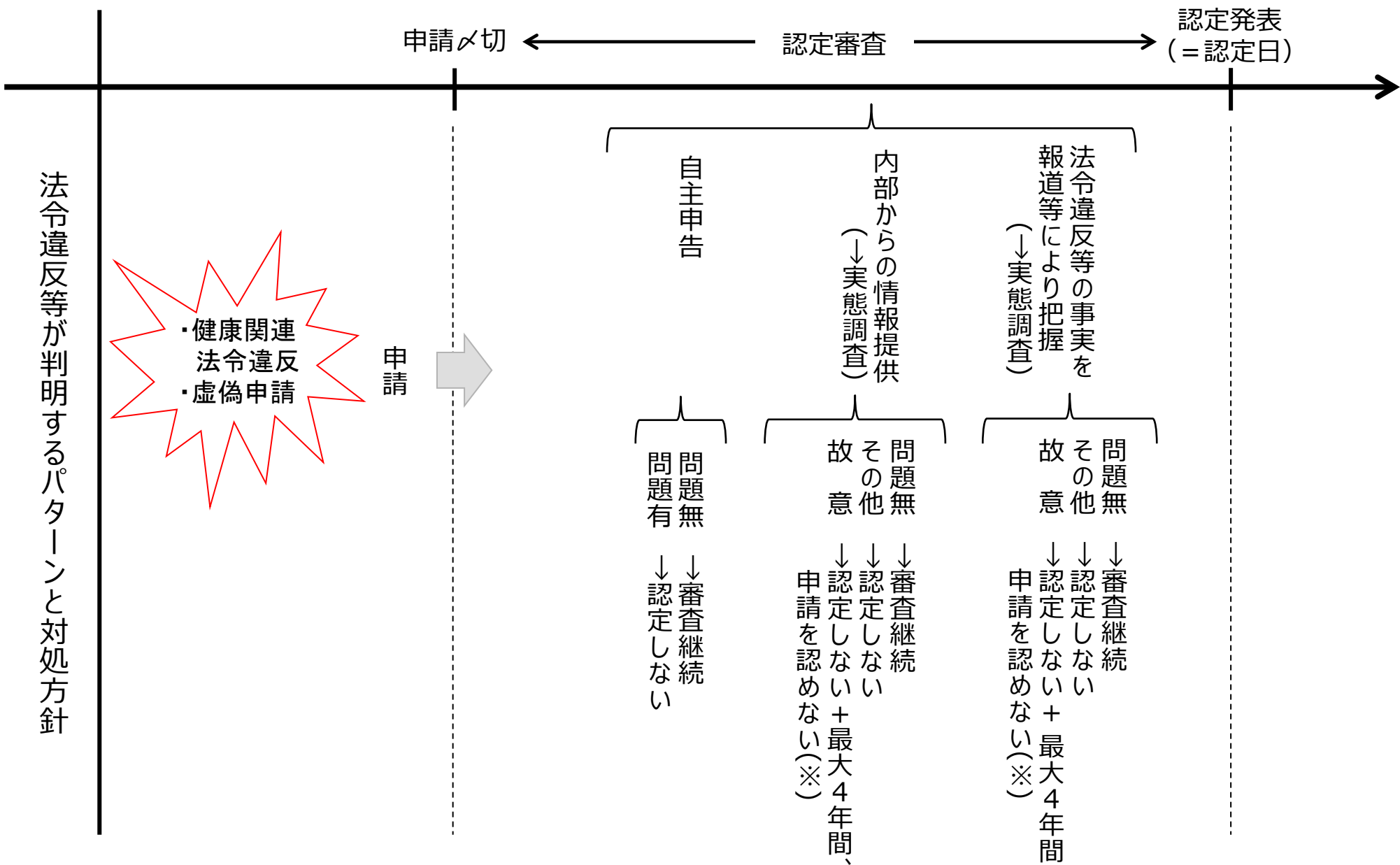
- ①自己申告により申し出た場合は、認定を行わない又は認定書を返納させる。
- ②認定法人の内部からの情報提供等により虚偽等の事実が判明した場合は、認定を行わない又は認定を取り消す。  
加えて、故意の場合は、事実上申請できない期間に加え、更に1年間、申請を認めないこととする。（※）

※誓約書等により事実上申請ができない期間（最大3年）を加えると、最大で4年間申請を認めない。

「故意」とは、申請（認定）法人のいずれかの部署で従業員の健康管理に関する法令違反又は認定基準に適合しない事実を認識していながら、その事実を隠蔽した場合のことをいう。

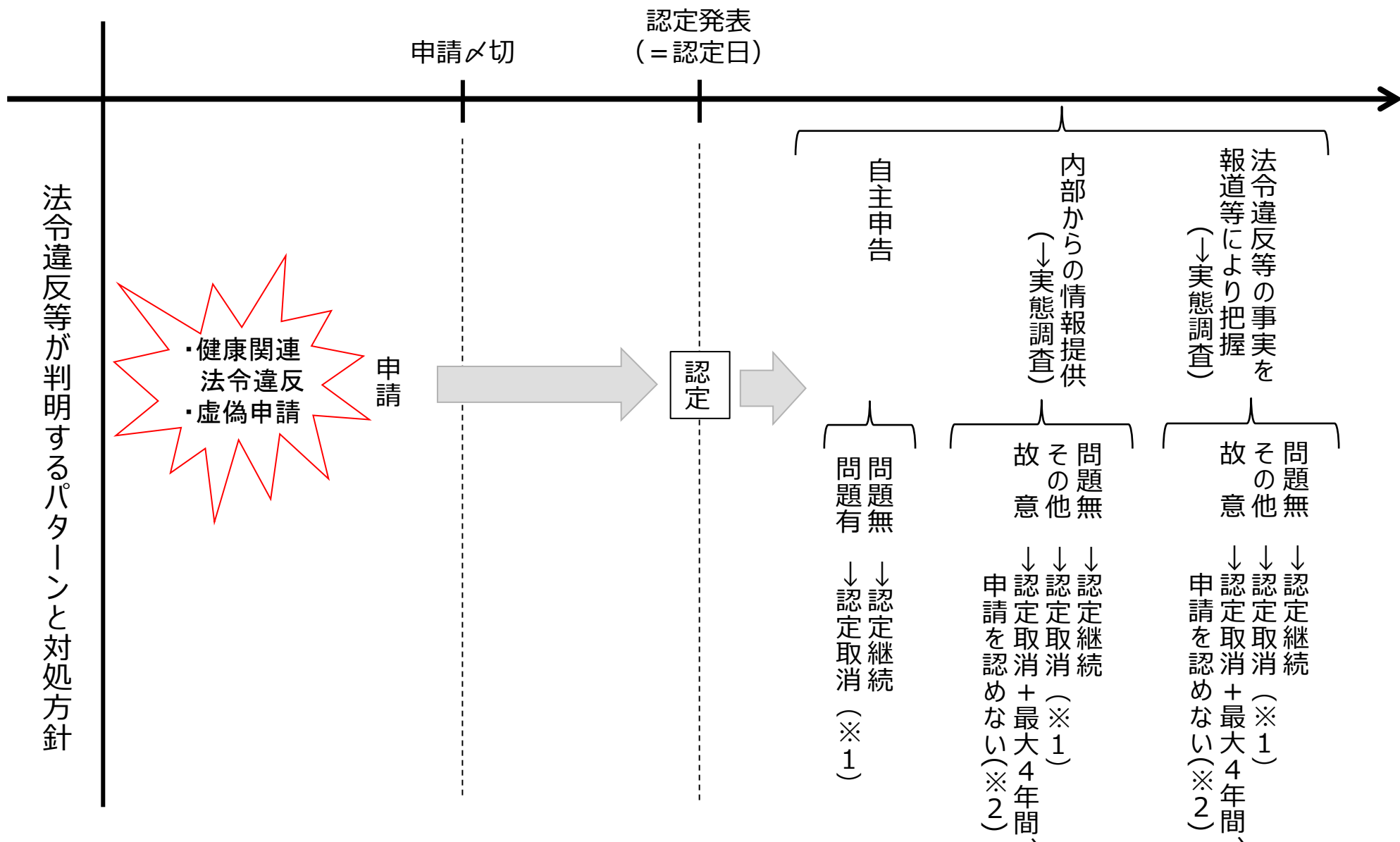
※有名新聞社、放送事業者その他の公共的性格が強いものにより報道されている場合においても、「認識している」ものとする。

# 1. 申請前の法令違反等が認定前に判明した場合



※誓約書等により事実上申請ができない期間（最大3年）を加えると、最大で4年間申請を認めない。

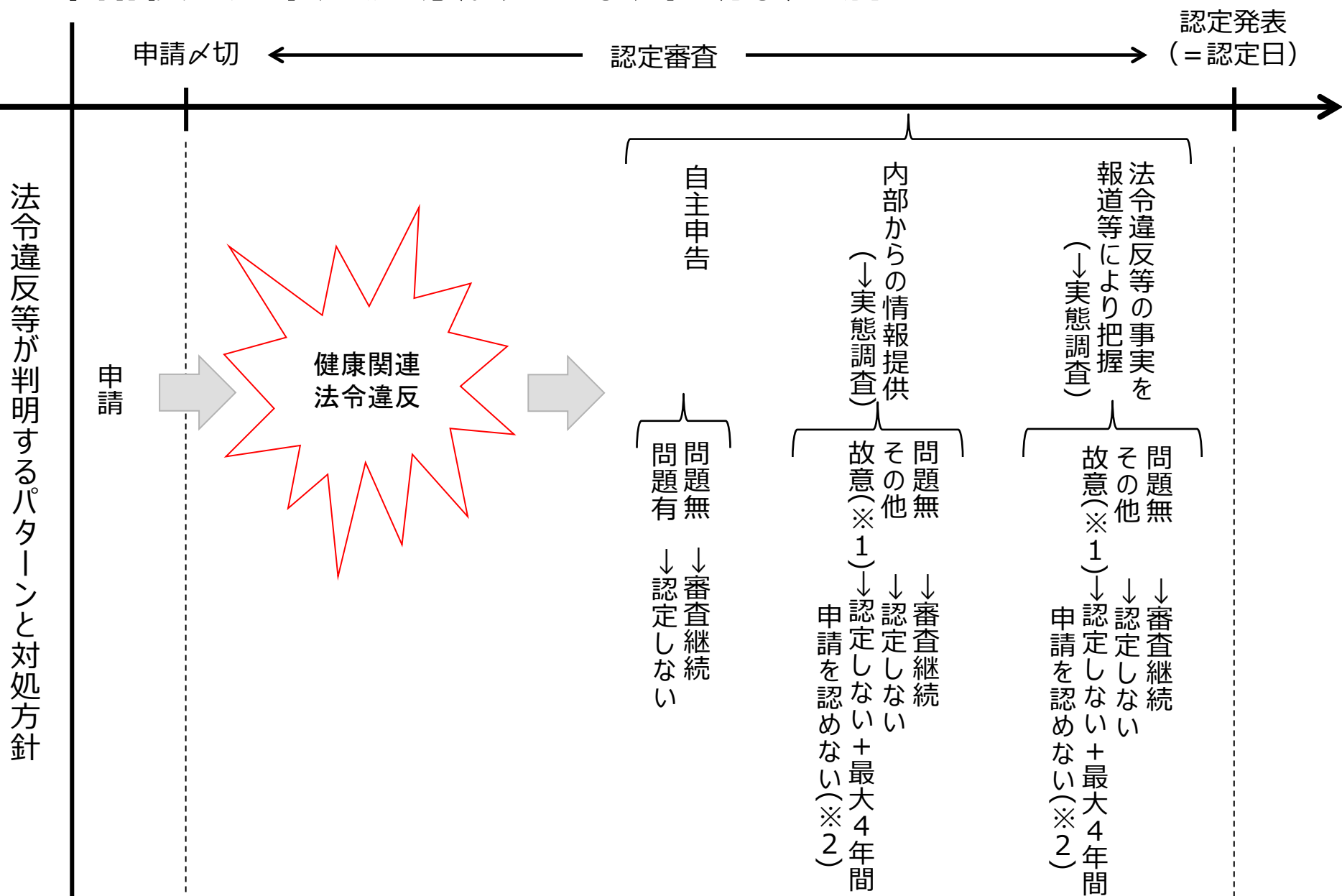
## 2. 申請前の法令違反等が認定後に判明した場合



※1：認定取消は認定時に遡って認定を取り消す。

※2：誓約書等により事実上申請ができない期間（最大3年）を加えると、最大で4年間申請を認めない。 3

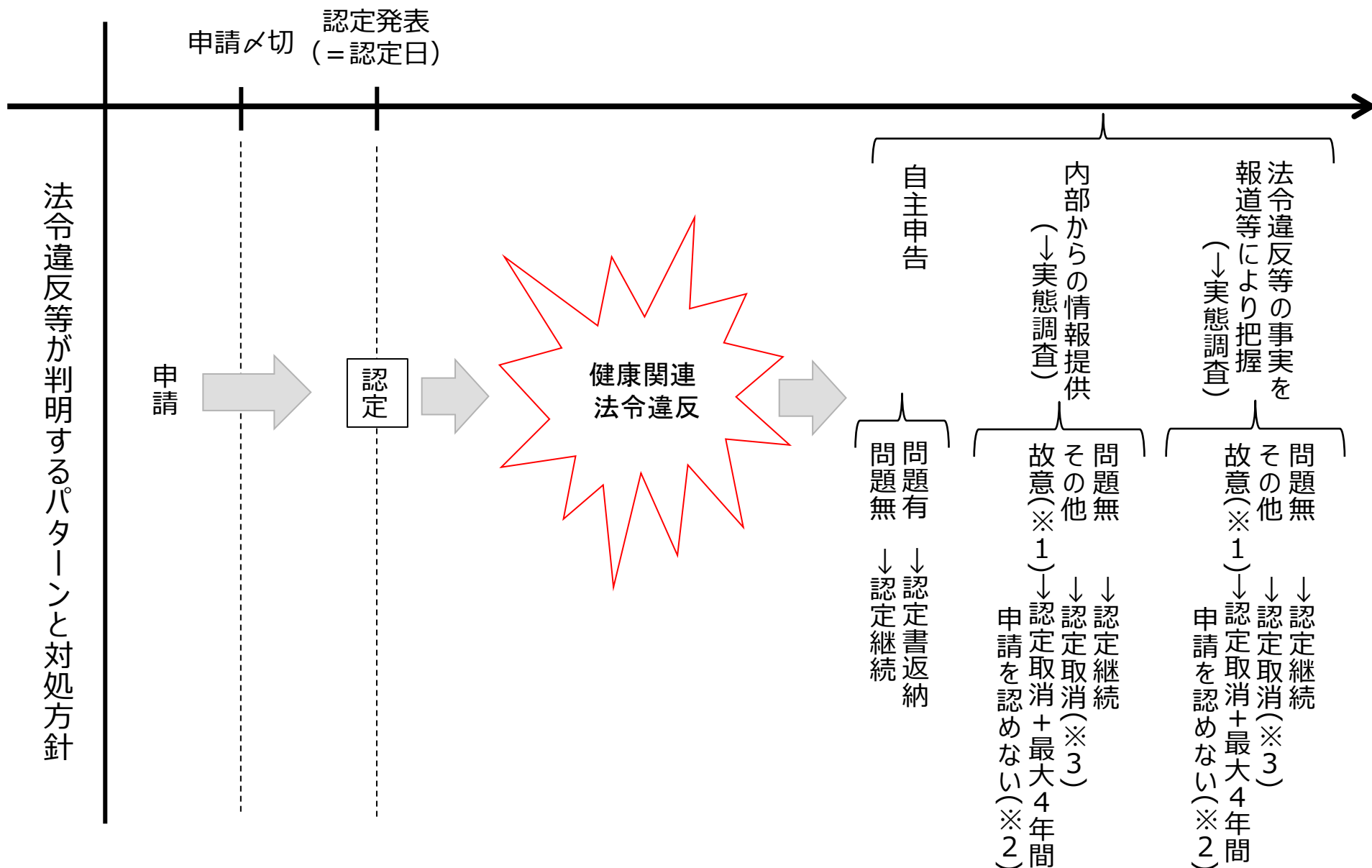
### 3. 申請後に法令違反等が発生し、判明した場合



※1：故意とは、実態調査に対し、認定基準に抵触する法令違反等の事実を隠蔽したことをいう。

※2：誓約書等により事実上申請ができない期間（最大3年）を加えると、最大で4年間申請を認めない。 4

# 4. 認定後に法令違反等が発生し、判明した場合



※1 : 故意とは、実態調査に対し、認定基準に抵触する法令違反等の事実を隠蔽したことをいう。  
 ※2 : 誓約書等により事実上申請ができない期間 (最大3年) を加えると、最大で4年間申請を認めない  
 ※3 : 法令違反等の発生時に遡って認定を取り消す。